

令和8年度 高齢者 補聴器購入費 助成事業

申請期限
令和9年
2月26日
まで



青森市では、加齢により聴力が低下したかたの積極的な社会参加を促し、認知症やフレイルの進行予防の一助とするため、補聴器購入費用の一部を助成します。

助成金上限 **30,000円**（片耳、両耳は問いません。）

【対象となるかた】

65歳以上のかたで、次の要件を**全て**満たしているかた

- ☐ 両耳の聴力レベルが原則30デシベル以上70デシベル未満で、身体障害者手帳（聴覚障害）の交付対象とならない
- ☐ 補聴器相談医（※）により、補聴器の装用が必要であると判断されている
- ☐ 過去5年間、本事業による助成を受けていない
- ☐ 市税に滞納がない

（※）補聴器相談医の在籍については受診予定の医療機関に事前にご確認ください。

【注意事項】

- ・ **補聴器を購入する前に申請が必要です。** 購入済みのものは対象になりません。
- ・ 管理医療機器として認証を取得した新品の補聴器が対象です。付属品のみ、修理やメンテナンス等の費用は対象外です。
- ・ 助成金の交付決定後は、**令和9年3月31日（水）までに購入してください。**

申請に必要な書類や、申請手続きの流れは裏面をご確認ください

【申請窓口・問合せ先】

福祉部高齢者支援課

青森市新町一丁目3番7号 駅前庁舎1階

電話：017-734-5326

浪岡振興部健康福祉課 介護保険チーム

青森市浪岡大字浪岡字稲村101番地1 浪岡庁舎1階

電話：0172-62-1134

申請手続きの流れ

1

補聴器相談医を受診

対象要件の聴力レベルで補聴器装用が必要と診断された場合、医師に

① 補聴器適合に関する診療情報提供書（2018）を作成してもらう。

※作成日から**6カ月以内**に申請すること。



2

補聴器販売店で見積書を作成

公益財団法人テクノエイド協会の認定を受けた認定補聴器専門店又は認定補聴器技能者が在籍する補聴器販売店で ② 見積書 を作成してもらう。

対象の補聴器販売店については、右QRコードからご確認くださいか、表面【問合せ先】へお問い合わせください。



認定補聴器技能者
(青森県内)の一覧

3

申請書類を市へ提出

① 補聴器適合に関する診療情報提供書(2018)の写し、② 見積書、
③ 助成金交付申請書申請書、④ 委任状（代理人のかたが申請する場合のみ）

を表面【申請窓口】へ提出する。

※③、④は申請窓口を設置のほか、青森市ホームページからダウンロード可。



4

市から通知が届く

交付が決定した場合、（a）助成金交付決定通知書、（b）助成券、
（c）助成金支払請求書兼委任状が郵送される。

※交付しないことが決定した場合は、不交付決定通知が郵送される。



5

見積書を作成した補聴器販売店で補聴器を購入

交付決定者は、市から届いた上記書類（b）、（c）（押印必要）、印鑑を
持参し、補聴器を購入する。

助成

助成額（上限3万円）を差し引いた額で購入

販売店で補聴器の調整、トレーニングが必要です

補聴器は購入して終わりではありません。自分に合った補聴器にするためには、
常時補聴器を装用し、販売店での調整を繰り返しながら、約3か月程度の
トレーニングが必要です。

また、聴力は時間の経過とともに変化していきますので、聞こえ方が
気になるときは、早めに医療機関を受診しましょう。

